

# 福岡県公報

平成22年5月24日  
第3113号

## 目次

告示(第848号-第860号)

生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	.....	1
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	.....	1
生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	.....	2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	.....	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	.....	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	.....	3
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	.....	3
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	.....	4
平成22年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託	(子育て支援課)	.....	4
福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことが できる個人情報及び開示の方法の一部改正	(県民情報広報課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	.....	5
公安委員会			
教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	.....	6
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の 開催	(警察本部生活環境課)	.....	7
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の			

開催 (警察本部生活環境課) ..... 7

## 告示

福岡県告示第848号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大生436	大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2丁目19番地1	22・4・1
宗遠生4	浦野眼科医院	遠賀郡水巻町頃末北4丁目7-2	22・5・1
京生126	よしとみ整形外科リウマチ科クリニック	築上郡吉富町大字幸子471の6	22・4・1
大野生歯123	かわの歯科医院	大野城市中1丁目5番38号	22・4・1
春生歯77	きど歯科医院	春日市春日原東町2丁目1-10 マ・メゾン春日原 1F	22・4・9
大生歯190	くさの歯科医院	大牟田市通町2丁目12-1	22・4・1
直生歯73	まつき歯科医院	直方市津田町8-24	22・4・1

福岡県告示第849号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大生13	大牟田市立総合病院	大牟田市宝城町2丁目19-1	22・3・31
遠生114	菊地クリニック	遠賀郡水巻町中央7-23	22・3・28
築生58	よしとみ整形外科リウマチ科クリニック	築上郡吉富町大字幸子471-6	22・3・31
大野生20	金子外科胃腸科医院	大野城市大城4丁目1-3	22・3・31
糸島地生歯1	蒲生歯科医院	糸島市前原中央2丁目1-6	22・3・31
大生歯84	くさの歯科医院	大牟田市通町2丁目12-1	22・3・31
直生歯26	松木歯科医院	直方市津田町8-24	22・3・31
古生薬20	ちどり薬局	古賀市千鳥6丁目11-1	22・3・31

福岡県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
筑紫生139	ゆくり心療医院	筑紫野市二日市南2丁目8番20号アビタシオン二日市101号室	22・4・30

福岡県告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という

。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
糸島地生薬8	有限会社タカラ薬局前原	株式会社タカラ薬局前原	糸島市前原西1丁目14-6	22・2・23
田川生訪2	社会福祉法人川崎会 かわさき訪問看護ステーション	社会福祉法人恵心会 恵の里訪問看護ステーション	田川郡川崎町大字川崎3204番地1	21・10・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宰生78	こにしクリニック	太宰府市御笠1丁目10番1号	太宰府市国分1丁目13番11号	22・5・1
京生歯79	神歯科医院	築上郡築上町大字伝法寺401-1	築上郡築上町大字伝法寺400-1	22・4・1
朝倉生訪1	朝倉医師会訪問看護ステーション	朝倉市三奈木2466-1	朝倉市来春422-1	22・4・1
田川生訪2	社会福祉法人恵心会 恵の里訪問看護ステーション	田川郡川崎町大字川崎3205	田川郡川崎町大字川崎3204番地1	21・10・1

福岡県告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第

30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ8	佐藤孝夫(訪問マッサージ大牟田)	大牟田市旭町3丁目5-4	22・4・12
大生マ9	池田 武(保険訪問マッサージ陽だまり)	大牟田市大字宮崎2996-6	22・4・28
直生マ18	武藤三千代(福岡県高齢者・障がい者支援機構)	直方市殿町11-37	22・3・25
筑生マ224	城戸真知子(らくだ鍼灸院 久留米出張所)	筑後市大字熊野201-11	22・3・9
筑紫生マ22	中野良浩(株式会社ふれあい在宅マッサージ)	筑紫野市二日市西1丁目13-45-D202	22・3・1
嘉麻生マ29	松岡大輔(シルバーマッサージ)	嘉麻市熊ヶ畑2539-2番地	22・4・1
飯生マ39	鳥越史雄(健康マッサージ やすらぎ)	飯塚市柏の森671-13	22・4・1
田川生マ10	江本利章(田川鍼灸院)	田川郡香春町大字香春2082番地	22・4・28
飯生柔39	白次道明(みずえ整骨院)	飯塚市川津720-1	22・4・22
田生柔25	権藤健太(よねだ鍼灸整骨院)(田川院)	田川市大字伊田3606-1	22・3・23
中生柔15	松本康弘(やよい整骨院)	中間市弥生1丁目23-11	22・4・1
春生柔31	宮原英利(かすが整骨院)	春日市昇町3丁目264番地	22・5・10
み生柔18	大山博睦(大山整骨院)	みやま市瀬高町文廣1453-3	22・4・14

南筑後生柔1	池口 寛(いけぐち整骨院)	三潴郡大木町大字八町牟田254-2	22・4・1
粕生柔56	松田大次老(心気道タフス整骨院)	糟屋郡久山町大字久原2709-32	22・4・1
粕生柔57	山本浩信(美ら海整骨院)	糟屋郡粕屋町大字内橋560-1	22・4・21
粕生柔58	日山将剛(美ら海整骨院)	糟屋郡粕屋町大字内橋560-1	22・4・21

福岡県告示第853号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田生柔12	佐藤友治(とまと畑整骨院)	田川市大字川宮1656-6 O A ビル	22・3・27
田生柔19	山崎慎太郎(よねだ鍼灸整骨院)(田川院)	田川市大字伊田3601-1	22・3・20
筑紫生柔38	安部喜啓(杏整骨院)	筑紫野市二日市中央4丁目11-1	22・4・1

福岡県告示第854号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字津野字田代山7382の2、7382の3、7382の6
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第855号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営唐原地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成22年5月24日から 平成22年6月21日まで	上毛町役場

福岡県告示第856号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成22年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 2 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- 3 委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

福岡県告示第857号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻 生 渡

表中九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験の項を削り、

福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	"	"	福岡障害者職業能力開発校	"	を
採石業務管理者試験	"	"	商工部工業保安課	閲覧	

福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	"	"	福岡障害者職業能力開発校	"	に、
狩猟免許試験	科目別得点及び適性試験の適否	合格発表の日から1か月間	各保健福祉環境事務所	閲覧	
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1か月間	商工部工業保安課	"	

家畜人工授精講習会 修業試験	科目別得点及 び総合得点	〃	農林水産部畜産 課及び各家畜保 健衛生所	〃
狩猟免許試験	科目別得点及 び適性試験の 適否	〃	各農林事務所	〃
福岡県農業大学校入 学試験（一般）	総合得点	2次試験合否発表 の日から1か月間	福岡県農業大学 校	〃

を

家畜人工授精講習会 修業試験	科目別得点及 び総合得点	〃	農林水産部畜産 課及び各家畜保 健衛生所	〃
福岡県農業大学校入 学試験（一般）	総合得点	2次試験合否発表 の日から1か月間	福岡県農業大学 校	〃

に改

める。

福岡県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	一般 国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	6.9 ~ 46.0	3,205.0

那珂	一般 国道	385号	前	同上	10.5 ~ 119.0	3,403.0
			後	同上	6.9 ~ 46.0	3,205.0
			後	同上	10.5 ~ 119.0	3,403.0

福岡県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1280番先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで

福岡県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年5月24日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
柳川北部土地改良区	平成22年5月13日

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第151号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成22年5月24日

福岡県公安委員会

### 1 審査の種類

教習指導員審査

### 2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

### 3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成22年6月24日（木曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成22年6月25日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成22年6月28日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	遠賀町大字今古賀新川81-5 おんが自動車学校
平成22年6月29日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市東区下原5-884 福岡市自動車学校

### 4 審査の申請手続等及び受付期間

#### (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転

することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許	15,650円
普通免許	12,150円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許、牽引免許	9,500円
大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許	13,300円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

#### (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年6月11日（金曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年6月11日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イから八までのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811 - 1392  
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号  
電話番号 092 - 566 - 2892

#### 福岡県公安委員会告示第152号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年5月24日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

平成22年6月22日（火）午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時間	科目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

#### 福岡県公安委員会告示第153号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年5月24日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成22年6月17日（木） 13：30～16：30	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
平成22年6月23日（水） 13：30～16：30	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成22年6月24日（木） 13：30～16：30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。